

# 速度取締り指針

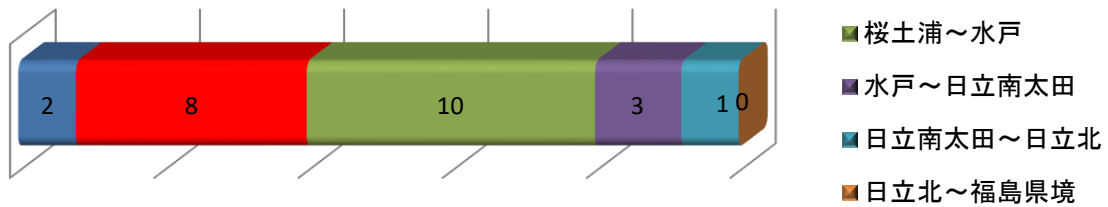
## 茨城県高速道路交通警察隊の速度取締り重点

重点路線	重点区間	規制速度
常磐自動車道	柏インター～水戸インター (桜土浦インター～岩間インター)	100km/h (110km/h)

\*重点路線・区間以外であっても、取締りを行います。

## 常磐道の人身事故発生状況

令和5年12月1日～令和6年5月31日



- 令和5年12月1日から令和6年5月31日までの間、常磐自動車道で発生した人身事故は前期より3件減少し、24件となります。  
重点区間である、柏インターから水戸インター間が、全体の約75%を占めています。  
中でも桜土浦インターから水戸インター間が最も多く発生し、全体の約41%を占めており、物件事故でも同区間が、全体の約33%を占めています。  
次に発生率が高いのは、柏インターから桜土浦インター間であり、全体の約33%を占めています。
- 重点区間以外でも速度超過が原因となる交通事故が発生しています。速度超過は、危険を認知してから停止するまでの距離が長くなるだけでなく、衝突した際の衝撃や負傷の程度も大きなものとなります。被害軽減のためにも速度取締りを行い交通事故の抑止を図ります。

令和5年12月から令和6年5月末現在まで3件の交通死亡事故が発生しています。  
圏央道では、大型貨物車と中型貨物車が関係する追突事故が2件発生。  
常磐道では、大型貨物車がガードレール等に衝突する単独事故で、合計3件の交通死亡事故が発生。

### その他の交通指導取締り要点

- ☆妨害運転、積載物重量制限超過、シートベルト違反の取締りを強化します。
  - ・ 妨害運転は悪質・危険な行為で、罰則が強化されました。車間距離を十分に取らしましょう。
  - ・ 過積載は大きな事故を引き起こす要因となります。
  - ・ 交通事故被害軽減のためシートベルトを締めましょう。